

旧プリペイドカードの利用終了および払い戻しについて（お知らせ）

お客様各位

日頃から横浜国際プールをご利用いただきましてありがとうございます。

平成33年3月31日をもちまして平成23年3月まで旧指定管理者が発行していたプリペイドカード（以下 旧プリペイドカード）は**使用ができなくなります**。

それに伴い、旧プリペイドカードをお持ちのお客様は、カードの利用残高をそのまま現指定管理者が発行しているプリペイドカード（以下、現プリペイドカード）への交換または、カードの利用残高の換金を**平成33年3月31日**まで行います。

ただし、現プリペイドカードは利用開始から一年間の有効期限となります。

また、換金する場合は、カードの利用残高から旧指定管理者が上乗せしていたサービス料金¥600-を差し引いた残高となりますので予めご了承ください。

ご面倒をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

横浜国際プールのまたのご来館を心よりお待ちしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成28年4月1日

指定管理者：横浜市体育協会・コナミスポーツクラブ・トーリツグループ

交換又は、 払戻期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
払戻方法	現プリペイドカード 期限付き (1 年間)への交換 (旧プリペイドカードの利用残高と同額)
	現金での払い戻し (旧プリペイドカード利用残高より ¥600 を差し引いた金額)
払戻場所	横浜国際プール受付のみ

払戻金額の計算例 (平成 33 年 3 月 31 日まで)

※現プリペイドカードへの交換

旧プリペイドカード利用残高 = 現プリペイドカード利用残高

※現金への払い戻し

払い戻し額 = 旧プリペイドカード利用残高 - 600 円